

- ホ 特定診療費については、別途通知するところによるものとする。
- ヘ 施設基準及び夜勤職員基準を満たす旨の届出並びに夜間勤務等看護（Ⅰ）から（Ⅳ）までを算定するための届出については、本体施設である介護療養型医療施設について行われていれば、短期入所療養介護については行う必要がないこと。

## ② 基準適合診療所における短期入所療養介護

- イ 基準適合診療所短期入所療養介護費については、医療保険における全ての費用を含むものであること。
- ロ 8の（2）及び（6）は基準適合診療所短期入所療養介護費について準用すること。
- ハ 基準適合診療所短期入所療養介護費については、特定診療費は算定できないことに留意すること。

## 4 痴呆対応型共同生活介護費

痴呆対応型共同生活介護を受けている者については、その他の居宅サービスに係る介護給付費（居宅療養管理指導費を除く。）は算定しないものであること。ただし、痴呆対応型共同生活介護の提供に必要な場合に、当該事業者の費用負担により、その利用者に対してその他の居宅サービスを利用させることは差し支えないものであること。

## 5 特定施設入所者生活介護費

### （1）その他の居宅サービスの利用について

特定施設入所者生活介護を受けている者については、その他の居宅サービスに係る介護給付費（居宅療養管理指導費を除く。）は算定しないものであること。ただし、特定施設入所者生活介護の提供に必要な場合に、当該事業者の費用負担により、その利用者に対してその他の居宅サービスを利用させることは差し支えないものであること。

### （2）機能訓練指導員に係る加算について

2の（4）を準用する。

## 6 介護福祉施設サービス

### (1) 所定単位数を算定するための施設基準について

介護福祉施設サービス費の所定単位数を算定するためには、介護職員及び看護職員の員数が所定の員数以上配置されることのほか、介護支援専門員について、人員基準欠如の状態にないことが必要であること（施設基準第八号）。

### (2) やむを得ない措置等による定員の超過

原則として入所者数（空床利用型の短期入所生活介護の利用者数を含む。）が入所定員を超える場合は、定員超過利用による減算の対象となり、所定単位数の100分の70を乗じて得た単位数を算定することとなるが、次の場合においては、入所定員に100分の105を乗じて得た数（入所定員が40人を超える場合にあつては、利用定員に2を加えて得た数）までは減算が行われないものであること（職員配置等基準第七号イ（1））。なお、この取扱いは、あくまでも一時的かつ特例的なものであることから、速やかに定員超過利用を解消する必要があること。

- ① 老人福祉法第11条第1項第2号の規定による市町村が行った措置による入所（同法第10条の4第1項第3号の規定による市町村が行った措置により当該指定介護老人福祉施設において空床利用型の短期入所生活介護の利用が行われる場合を含む。）によりやむを得ず入所定員を超える場合
- ② 当該施設の入所者であったものが、指定介護老人福祉施設基準第19条の規定による入院をしていた場合に、当初の予定より早期に施設への再入所が可能となったときであつて、その時点で当該施設が満床だった場合（当初の再入所予定日までの間に限る。）

### (3) 介護支援専門員の人員基準欠如

介護支援専門員については、平成15年3月31日までの経過措置により、介護の提供に係る計画等の作成に関し経験のある生活相談員等の配置でよいこととされていることから、平成15年3月31日までは、介護支援専門員がいないことによって、人員基準欠如による所定単位数の減算が行われることはないものであること。

### (4) 機能訓練指導員に係る加算について

2の(4)を準用する。

(5) 精神科を担当する医師に係る加算について

① 注5に規定する「痴呆の症状を呈する入所者」とは、次のいずれかに該当する者とする事。

イ 医師が痴呆と診断した者

ロ なお、旧措置入所者にあつては、上記イにかかわらず、従来の「老人福祉法による特別養護老人ホームにおける痴呆性老人等介護加算制度について」（平成6年9月30日老計第131号）における痴呆性老人介護加算の対象者に該当している場合は、医師の診断は必要としない。

② 精神科を担当する医師に係る加算を算定しようとする施設は、常に、痴呆の症状を呈する入所者の数を的確に把握する必要があること。

③ 注5において「精神科を担当する医師」とあるのは、精神科を標ぼうしている医療機関において精神科を担当している医師を指すものであること。

④ 精神科を担当する医師について、注4による常勤の医師に係る加算が算定されている場合は、注5の規定にかかわらず、精神科を担当する医師に係る加算は算定されないものであること。

⑤ 健康管理を担当する指定介護老人福祉施設の配置医師（嘱託医）が、精神科を担当する医師も兼ねる場合は、配置医師として勤務する回数のうち月4回（1回あたりの勤務時間3～4時間程度）までは加算の算定の基礎としないものであること。（例えば、月6回配置医師として勤務している精神科を担当する医師の場合：6回－4回＝2回となるので、当該費用を算定できることになる。）

⑥ 入所者に対し療養指導を行った記録等を残しておくこと。

(6) 障害者生活支援員に係る加算について

① 注6の「視覚障害者等」については、厚生大臣が定める者等（平成12年2月厚生省告示第23号。以下「23号告示」という。）第十二号において「視覚、聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある者又は重度の知的障害者」としたところであるが、より具体的には以下の者が該当するものであること。

イ 視覚障害者

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳（以下「身体障害者手帳」という。）の障害の程度が1級又は2級若しくは、これに準ずる視覚障害の状態にあり、日常生活におけるコミュニケーションや移動等に支障があると認められる視覚障害を有する者

ロ 聴覚障害者

身体障害者手帳の障害の程度が2級又はこれに準ずる聴覚障害の状態にあり、日常生活におけるコミュニケーションに支障があると認められる聴覚障害を有する者

ハ 言語機能障害者

身体障害者手帳の障害の程度が3級又はこれに準ずる言語機能障害等の状態にあり、日常生活におけるコミュニケーションに支障があると認められる言語機能障害を有する者

ニ 知的障害者

「療育手帳制度について」（昭和48年9月27日付厚生省発児第156号各都道府県知事・各指定都市市長あて厚生事務次官通知）第5の2の規定により交付を受けた療育手帳の障害の程度が「療育手帳制度の実施について」（昭和48年9月27日発児第725号各都道府県知事・各指定都市市長あて厚生省児童家庭局長通知）（以下「局長通知」という。）の第3に規定するA（重度）の障害を有する者又は知的障害者福祉法第12条の規定に基づき各都道府県・指定都市が設置する知的障害者更生相談所において障害の程度が、局長通知の第3に規定する重度の障害を有する者

② 注6の「入所者の数が15人以上」という障害者生活支援員に係る加算の算定要件は、視覚障害者、聴覚障害、言語機能障害者及び知的障害者の合計数が15人以上であれば満たされるものであること。この場合の障害者生活支援員の配置については、それぞれの障害に対応できる専門性を有する者が配置されていることが望ましいが、例えば、視覚障害に対応できる常勤専従の障害者生活支援員に加えて、聴覚障害、言語機能障害及び知的障害に対応できる非常勤職員の配置又は他の職種が兼務することにより、適切な生活の支援を行うことができれば、当該加算の要件を満たすものとする。

③ 知的障害を有する者に対する障害者生活支援員の要件（23号告示第十三号ハ）としては、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）に規定する知的障害者福祉司の資格を有する者のほか、同法第19条第1項に規定する知的障害者援護施設における指導員、看護婦等で入所者の処遇実務経験5年以上の者とする。

(7) 入所者が入院し、又は外泊したときの費用の算定について

- ① 注7による入院又は外泊時の費用に算定について、入院又は外泊の期間は初日及び最終日は含まないので、連続して7泊の入院又は外泊を行う場合は、6日と計算されること。

(例)

入院又は外泊期間：3月1日～3月8日（8日間）

3月 1日 入院又は外泊の開始・・・・・・・・・・ 所定単位数を算定  
3月 2日～3月7日（6日間）・・ 一日につき320単位を算定可  
3月 8日 入院又は外泊の終了・・・・・・・・・・ 所定単位数を算定

- ② 入所者の入院又は外泊の期間中で、かつ、入院又は外泊時の費用の算定期間中にある場合は、当該入所者が使用していたベッドを他のサービスに利用することなく空けておくことが原則であるが、当該入所者の同意があれば、そのベッドを短期入所生活介護に活用することは可能であること。ただし、この場合に、入院又は外泊時の費用は算定できないこと。

- ③ 入院又は外泊時の取扱い

イ 入院又は外泊時の費用の算定にあたって、1回の入院又は外泊で月をまたがる場合は、最大で連続13泊（12日分）まで入院又は外泊時の費用の算定が可能であること。

(例) 月をまたがる入院の場合

入院期間：1月25日～3月8日

1月25日 入院・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 所定単位数を算定  
1月26日～1月31日（6日間）一日につき320単位を算定可  
2月 1日～2月 6日（6日間）一日につき320単位を算定可  
2月 7日～3月 7日・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 費用算定不可  
3月 8日 退院・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 所定単位数を算定

ロ 「外泊」には、入所者の親戚の家における宿泊、子供又はその家族と旅行に行く場合の宿泊等も含むものであること。

ハ 外泊の期間中は、当該入所者については、居宅介護サービス費は算定されないものであること。

ニ 「入院」の場合、必要に応じて、入退院の手続きや家族等への連絡調整、情報提供などの業務にあたること。

(8) 初期加算について